

年 末 年 始 の 持 込 め 受 付 予 定 表

(令和 7年 12月 28日 から 令和 8年 1月 7日まで)

事業系ごみ（持込ごみ）

月		12				1							受 付 搬 入 時 間
日		28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	
曜 日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
一般持込みごみ (事業系／ 個人持込)	青梅市	×	○	★	×	×	×	×	×	○	○	○	一般持込ごみ (事業系／個人持込) ○印 午前 8:30～12:00 午後 1:00～ 4:00 ×印 お休み ★印 午前 8:30～12:00 午後 1:00～ 3:00 ※午後4時に搬入が完了すること (30日は、午後3時まで)
	福生市	×	○	★	×	×	×	×	×	○	○	○	
	羽村市	×	○	★	×	×	×	×	×	○	○	○	
	瑞穂町	×	○	★	×	×	×	×	×	○	○	○	
西多摩衛生組合		×	○	★	×	×	×	×	×	○	○	○	

※ ごみの搬入には排出地域各市町の許可が必要です。

◆ 許可を受けた一般廃棄物管理票(確認印押印済みのもの「福生市を除く」)がないと搬入できません。

◆ 連休中は各市町の窓口がお休みとなります。事前に許可を受け搬入してください。